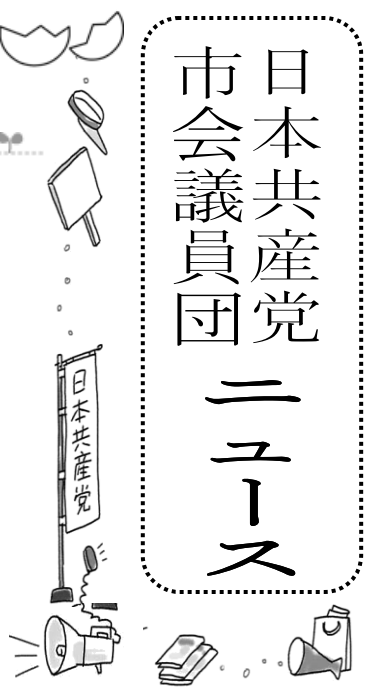


# 12月定例議会の報告 No.3

12月議会で取り上げた一般質問の一部について報告します。

## 日本共産党 市会議員団 ニュース



**発行**  
日本共産党  
川西市議員団

市役所控室  
〒740-1111  
内線4020  
議員団直通  
FAX759-1811

市議員  
住田由之輔  
Tel・fax 759-4541  
黒田 みち  
Tel・fax 790-3055  
北野のり子  
Tel・fax 793-9515



### 【北野 のり子 議員】

急傾斜地における  
土砂災害等の対策強化について

**Q.** 小規模急傾斜地崩壊対策事業を創設することを検討するべきではないか？

**A.** 急傾斜地崩壊防止工事は、急傾斜地の高さが5m以上あり、且つ、急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公庁・学校・病院等に危害が生じる恐れのある場合という基準に該当しなければなりません。市内には、基準に該当しない急傾斜地崩壊危険箇所が多数存在し、対策が講じられないまま放置され、所有者に任されているというのが実態です。また、急傾斜地の防災対策（地盤の安定化）は容易ではなく、相隣調整の難しさや費用がかさむことから所有者の自覚頼みでは改善は進みません。地域住民の命、財産を守るという観点からも市の事業として実施するべきではないか。

**A.** 創設は難しい。現在、市内急傾斜地崩壊危険箇所数80箇所の内12箇所指定。残りの68箇所を優先的に進める。



### 高齢者の肺炎球菌ワクチン 助成制度について

**Q.** 65歳以上の高齢者を対象に成人用肺炎球菌ワクチン接種の助成を行うべきではないか？

**A.** 肺炎で亡くなる高齢者が年間11万人を超え、国の死亡原因の第3位となっています。肺炎は、高齢者にとって怖い病気の一つであり、予防接種を受けることが有効だとされています。

成人用肺炎球菌ワクチンについては現在、国の予防接種・ワクチン分科会において、定期予防接種化等について検討されているところです。高齢者の肺炎等への罹患・重症化を予防し、死亡者や長期入院者を減らすことで、国民の健康に関する不安の解消はもとより、医療費全体を抑制することにつながることから65歳以上の高齢者を対象にワクチン接種の助成が必要ではないか。

**A.** 予防接種を受けることは有効である。国の状況、近隣市の状況を見て検討する。

### 【黒田 みち 議員】

### 学校給食と地産地消を結び

「農」を活かした街づくりを

①学校給食をまちづくりの柱にする  
②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行後の現状と課題、  
の2項目の質問・提案を一問一答方式で



行いました。  
誇るべき給食3条件

川西市の小学校給食は、「週5日」「米飯」「完全自校方式」の3条件がそろった全国的にも評価の高い方式で実施されています。全市でおこなったアンケートでも自校方式の給食を願う声が多く、喜ばれています。公立・民間保育所（園）でも1園を除いて「自園・直営方式」で子ども達の心と身体の健やかな育ちを支えています。

### 中学校にも拡大を

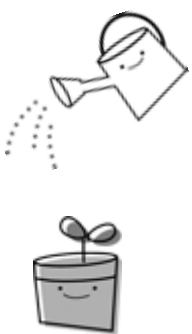
この川西市の誇る小学校給食を、食と農を通じて学ぶ「食農教育」の観点から、中学校はもちろん幼稚園でも実施してほしいと提案し続けています。

同時に、給食食材に地元産を増やし、農地の再生・活性化と結びつけた街づくりを、と提案しています。

### 地産地消で田畑活かす

給食食材の地産地消を進めることで、安心・安全の食材を確保し、農地を守り、活かして農業従事者を増やし、技術継承にもつながります。田んぼや畑、ため池などは治水、温暖化対策につながり、環境保全にも大きな役割を果たしています。

「公的な給食施設」は様々な災害時の地域拠点となることは実証済みです。「給食」と「地産地消」がまちづくりのキーワード。この2つを拡大し、「緑豊かな、災害に強い安心のまち、優しいまち かわにし」のまちづくりを進めましょう。



障がい者がくらしやすい社会を  
「個別計画」策定

### 待機児童の解消を 利用料ゼロへ、国にも意見を

今年度から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」がスタートしました。

そもそも、障がい者施策では、障がい者が重い人ほど費用負担が増える「1割の応益負担」を導入した「障害者自立支援法」によって大幅に後退させられました。これには、「人間としての尊厳を傷つけるもの」と全国で「違憲訴訟」が起こされ、民主党政権時代に同法を廃止。「障害者総合福祉法」制定に向けて和解し、骨格提言がなされました。しかし、自民党・公明党政権は、とても不十分な「総合支援法」をスタートさせたのです。

### 待機児童がいっぱい

新支援法では、難病指定を広げる一方で医療費の自己負担を増やし、障がい者（児）の個別プラン作成は専門の担当者や相談者を増やさないと実現できず、通所施設（さくら、さくらんぼ各園）は待機児童でいっぱい、という矛盾を抱えています。

### 「65歳」の制度の矛盾

そのうえ、「65歳になると介護保険優先」の法律のしぼりができました。介護サービスが足りない場合は障がいサービスを利用できますが、「1割のサービス利用料・応益負担」が残され、財源も市の介護保険で賄われています。

※裏面につづく

国の施策後退をただす

「障がい者・高齢者の尊厳、選ぶサービス」と言いながら、国の支援は、サービス、財政とも後退させているのです。

これらの課題を解決のため、①市は「個別計画策定」のために人を配置し、待機児童解消に取り組むこと、②国に「制度・法改定」を求め、「サービス利用料ゼロ」を実現すること、③「障がいの種類による税負担や支援の差別」はすぐに是正することを提案し、強く求めました。

憲法の理念に則った社会保障制度になるよう、自治体は国にしっかりと意見を述べ、実現させる責務を果たすべきです。

【住田 由之輔 議員】

平成26年度予算編成方針と

中期財政収支計画について

財政が危機的な状況になる中、26年度予算への対応や、将来の財政推計、また中央北地区内市有地活用について、市民の福祉増進へ使うべきとの立場で質問をしています。

Q 基金残高の実態について

昨年の予想では平成29年度末基金残高が1億1600万円としていたが、今回13億円と推計されている。若干財政は好転したと見えるがそうなのか、市民サービス充実のための財源は確保されるのか。

A 基金残高の見込みが増えたのは、中央北地区整備事業の進捗に伴い、換地処分後の地区内の市有地や都市整備公社用地を活用することが可能になり、これら土地の売却による収入相当分を基金に積み立てることにしたためです。

中期財政計画に見込んでいる社会保障と税の一体改革による財源は、国の動向、地方財政対策によって大きく変わってくるものと考えています。

Q 財政の健全化について

土地開発公社の所有地を、市の所有地とするため借金をし、返済の年数を伸ばすことによる一時的な「財源」をもって急場をしのぐやり方は財政の健全化とは言えない。健全化への方策はどう考えているのか。

A 収支不足が続く中で、当面の収支不足に対応した基金残高を確保する必要がある措置です。ですからこれで安定的な財政が確立されたというものはありません。歳入の確保や公有財産の有効活用をはじめとし、行財政改革に引き続き取り組みます。本市の特性を生かし、持続可能な財政基盤を早急に確立する必要があると考えます。

Q 中央北地区内公有地

売却益活用について

中央北地区内の公有地売却益を地区以外で活用する考えはないのか。もともと市民全体の税金で購入した土地であり、その収益は市民全体へ還元すべきものではないのか。また、地区内公有地売却、換地、公共施設移転として活用した後、使用目的のない公有地は存在するのか。

A 都市整備公社所有地売却益は、市から都市整備公社への補助金支払分と見立てて使い、市としては補助金相当分を基金に積み立てて一時的に基金残高を確保します。

Q 5億円実施計画経費枠と

16億円の市債発行枠について

福祉分野で市民サービスが低下している。しかし、借金が可能な大規模事業、再開発、老朽化への対応で「自由に使えるお金」は消えてしまうのではないのか。福祉分野の充実や、正職員の維持にしっかり使うべきではないのか。

A 本市における市債残高を一定以上増やさないために市債借入限度額を16億円にしています。これを財源として実施する事業は、施設整備や公共投資が中心です。実施計画経費枠5億円は、ハード事業だけでなく、住民サービスなどソフト面へも活用しています。毎年度の実施計画の中でバランスを考えて実施しています。全体の職員定数管理は、これまで正職員を目標以上に削減、再任用職員の増員でカバーしてきましたが、再任用市有地売却収入は、すべてを中央北地区で使うことが決まっています。これはありませ

んが、区画道路、公園等公共施設は市民全体の財産となり、多くの市民が活用されると考え、地区内での活用は妥当との認識です。使用目的がはっきりしない市有地はありません。職員も減少しますので、当面現状の正職員数を維持していきたいと考えています。

Q 枠外予算の優先順位について

多額の財源が必要な事業に優先されている。そのほか事業は抑制されていると見受けられる。そんなことではないのか。限られた財源で事業を選別する場合優先順位をつけてやらざるを得ません。

Q 経常経費節減の強化について

25年度予算成立直後に、経常経費一律削減を庁内全体に伝達したことは「議会軽視」である。

26年度予算では編成段階で一律削減を打ち出しているが、部署ごとに「経常経費」の割合が違うであろうし、委託契約など単価切り下げにながら、事業内容が低下するのではないのか。それでいいのか。

A 当初予算に計上した事業及びサービス内容の水準を変更するというものではありません。それを確保したうえで事務の見直しなどで指示を出したものです。現時点で8000万円を見込んでいます。委託契約等では、契約時において工事仕様書を取り交わしていますので、単価切り下げとか、従業員への影響はないものと考えています。

Q 財源と連動した歳出予算について

「国、県以上の事業はしない」を撤回し、福祉増進に必要な施策を積極的にこなうべきだ。

A 広域的なものは国や県が行い、身近なものは市が行うという役割分担を明確にし、効率的、効果的な施策転換を図ってまいります。



3月議会が2月18日からはじまります。議会傍聴にぜひお越しください。何れも10時からスタートです。

